

[前回講義の積み残しを終えた後に]

EU 法の直接適用可能性

- 国際法の直接適用可能性に関する一般的議論¹
- [Van Gend en Loos 判決](#)²

EU 法の優越性

- 国内法秩序における国際法の階層的 position づけに関する一般的議論³
- [Costa/ENEL 判決](#)⁴

EU 構成国国内裁判所の反応

- [ドイツ連邦憲法裁判所リスボン判決](#)⁵
 - [判決英訳](#)
- [ポーランド憲法裁判所 K 3/21 判決 \(英訳\)](#)⁶

以上

¹ 酒井啓亙ほか『国際法』(有斐閣、2011年)第4編第5章、佐藤幸治『日本国憲法論(第2版)』(成文堂、2020年)第1編第3章第2節。

² 『判例国際法(第3版)』9A、中村民雄・須網隆夫(編)『EU法基本判例集(第3版)』(日本評論社、2019年)1。

³ 注1の文献。

⁴ 『判例国際法(第3版)』9B、中村民雄・須網隆夫(編)『EU法基本判例集(第3版)』(日本評論社、2019年)2。

⁵ 中村民雄・須網隆夫(編)『EU法基本判例集(第3版)』(日本評論社、2019年)4。

⁶ 吉沼啓介「[欧州委、ポーランド憲法裁判所の判断に懸念、EU予算執行にも影響か](#)」JETROビジネス短信 2021年10月12日。